

30文議第992号
平成31年2月8日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
名 取 頭 一

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (3件)	第22号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第23号	消費税率10%への増税中止を求める請願
	第24号	選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書を国に提出することを要望する請願
厚生 (3件)	第25号	障害者施設整備に関する請願
	第26号	精神障がい者の交通運賃割引制度について国会審議を行うことを要望する請願
	第27号	国に対して医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善する意見書を提出して頂きたい件に関する請願
建設 (3件)	第28号	建築紛争の予防と調整に関する請願
	第29号	ワンルームマンション条例の見直しに関する請願
	第30号	「みどりの保護条例」「緑の基本計画」の抜本的見直しについての請願
文教 (2件)	第31号	H30年度小日向台町町会総会の決議(町会員総数814名、委任状賛成289名、表決権賛成250名、反対3名)により、大災害時の防火・消火用水、生活用水の確保のため、安全対策を施したうえで、小日向台町小学校プールへの通年貯水を求める請願
	第32号	区立図書館の蔵書に関する請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第22号
件 名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。

「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

2017年9月の厚生労働省の研究班発表によると「ギャンブル依存症の人の割合は成人の3.6%、約320万人と推計されます。問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」、と言っています。

さらにそのまわりで精神・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場を撤去してこそ、「文の京」の名に恥じない文京区になります。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第23号
件 名	消費税率10%への増税中止を求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

政府は、今年10月から消費税率を8%から10%へ引き上げようとしています。

2014年に8%へ増税した際、「増税の影響は一時的」と言っていましたが、増税と年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、賃金低下、物価上昇のもとで、実質家計消費は、増税前から大きく落ち込み、4年半経っても回復せず、深刻な消費不況に陥っています。

こうした状況下で、再び5兆円もの大増税をすれば、消費はますます冷え込み、日本経済に大きなマイナスの影響を及ぼすことは明らかです。加えて、税率引き上げと同時に実施しようとする「軽減税率」は大きな問題があります。

飲食料品は、持ち帰れば8%、店内で食べれば10%と線引きがわかりづらく、外食や中小零細業者に負担をかけるだけです。「キャッシュレス」や「クレジットカード」で買い物をすればポイントを還元するというのも、そうした決済方法を利用しない高齢者などには何の恩恵もありません。

この制度に、麻生金融担当大臣が「田舎の魚屋で・・・、クレジットカードなんかでやっている人はいない。ポイント還元がどれだけうまくいくか」と述べるほどの無責任さを露呈しています。

さらに、2023年に導入されるインボイス制度は中小零細業者にとって深刻な問題です。年間売り上げ1,000万円以下の免税業者はインボイス（適格請求書）を発行できません。しかし、納入先はインボイスがなければ仕入れ税額控除ができなくなり、過大な税負担を強いられます。そのために500万ともいわれる免税業者が取引から排除されてしまうこととなります。だからこそ日本商工会議所など中小企業団体がこぞって反対しているのです。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。


大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正し、軍事費を減らし、不要不急の大型公共工事を止めて暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。

こうした趣旨から、以下のことを請願します。

請願事項

- 1 今年10月からの消費税率10%への引き上げを中止するよう国に要望してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第24号
件 名	選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見 書を国に提出することを要望する請願
請 願 者	文京区  青野慶久 外1名
紹介議員	山田ひろこ 田中香澄 海津敦子 藤原美佐子 浅田保雄 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

最高裁判所は2015年12月、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方について「国会で論じられ、判断されるべき」と国会に委ねました。

それから3年。さらに夫婦の姓をめぐる環境は大きく変化しています。

平均初婚年齢は年々上がり、現在30歳前後。男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えています。戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。また少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれます。さらに人生100年時代、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。

選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものです。これは男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会につながります。少子化対策の一助ともなるでしょう。

また法的根拠のない「旧姓併記」がこれ以上広がることによる社会の混乱、例えば災害時の本人確認など2つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚増加による婚姻制度の形骸化も防ぐこともできます。さらに法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリア継続できることから、「女性活躍」の推進にも寄与すると考えます。

以上の観点から、男女がともに活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓について国会で審議するよう求める意見書を、国に対して提出いただきますよう要望します。

請願事項

- 1 選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書を、文京区議会から国に提出してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第25号
件 名	障害者施設整備に関する請願
請 願 者	文京区千石四丁目40番8号 文京区知的障害者（児）の明日を創る会 会長 佐藤 澄子
紹介議員	藤原美佐子 森 守 松丸昌史 宮崎文雄 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

知的障害者（児）は、成人後も多くは保護者の介護・支援を得て日常生活を送っています。保護者・本人の高齢化が進む中、「親亡き後」の障害者の地域生活に大変不安を感じております。

障害者・児計画（平成30年度～平成32年度）では毎年度1棟のグループホーム整備が計画されておりますが、年々入居希望者が増加しており、なお一層の拡充が望まれます。

また、特別支援学校を卒業後、一般就労する者以外は、地域の通所施設に通うこととなります。特別支援学校卒業予定者の増加・障害の重度化により、区内の通所施設はほぼ定員いっぱいの状態にあります。特に生活介護施設ではすでに厳しい状況にあり、通所施設の不足による自宅待機者を生じかねません。

一方、障害者本人の高齢化が進むことから生活介護施設整備は急務と考えられます。

障害者が住み慣れた地域で、自分に合った福祉サービスを利用しながら、安心して自立した生活を送る為に、未利用公有地の活用・資金助成等を行い福祉施設の整備・拡充を要望いたします。

請願事項

- 1 障害者グループホームを増設してください。
- 2 通所施設（特に生活介護施設）の増設を早急に進めてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第26号
件 名	精神障がい者の交通運賃割引制度について国会審議 を行うことを要望する請願
請 願 者	文京区小石川五丁目22番4-301号 前山栄江 外1名
紹介議員	山田ひろこ 藤原美佐子 松丸昌史 前田くにひろ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

私たちは精神障がい者を家族にもつ方々を中心に活動を続けている家族会の会員です。

かねてより、身体障がい・知的障がいの方々と同じ障がい者としての扱いをしていただけるように、との要望を東京都・国に対してお願いをしております。今まで精神障がい者は、障がい者としての位置づけが非常に曖昧なまま、障害福祉サービスから漏れておりました。

その中で30年度からやっと都の制度の「心身障害者医療費助成（マル障）」が一部対象となることになりました。同様のサービスとして「交通運賃割引制度」があります。もとより国鉄時代から引き続いてのサービスではありますが、現在は民間の事業者となつてはいるものの、非常に公共性の高いものです。JRをはじめとした全国の私鉄・船舶・高速道路などがほぼ対象となっております。すでに身体・知的障がい者はサービスの対象となっております。が、精神障がい者は未だ「かやのそと」です。

この度は航空会社のJALグループが30年10月から、ANAグループが31年1月から航空運賃の割引が実施となりました。どちらも私たち家族会の上部団体であります「みんなねっと」からの長年の要望を受けて、2020年を見据え国際的な視点から「障害者差別解消法」による厚労省と国交省との話し合いの中で実現されたもの、と伺っております。

同様の視点から都営交通をのぞく、JRをはじめとした各鉄道会社・高速道路などの各社に対しまして、身体・知的と同じ扱いを精神障がい者にもして下さるよう、と私たちは願っております。

精神障がい者の多くは障害年金が主な収入という方が多く、常に金銭的不安にさいなまれています。精神障がい者が自立して地域で生活していくためにはJRなどの交通機関の利用はなくてはならない必要なものです。

以上の観点から、精神障がい者が安心して地域で生活できるためにも、精神障がい者の交通運賃割引制度について国会で審議を行うことを、国に対して要望していただきますようお願いいたします。

請願事項

- 1 精神障がい者の交通運賃割引制度について国会審議を行うことを、文京区議会から国に要望してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第27号
件名	国に対して医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善する意見書を提出して頂きたい件に関する請願
請願者	文京区千駄木二丁目10番16号 文京の医療・看護・介護を考える会 代表 清水明子
紹介議員	藤原美佐子 萬立幹夫 宮崎文雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

私達「文京の医療・看護・介護を考える会」では、医療現場の過酷な勤務実態に対して全国の医療・介護・福祉に働く仲間とともに、国に対して改善と法規制の実施を求めて活動しています。

文京区には大学病院をはじめとする病院施設や診療所、介護施設など多岐にわたって区民の健康といのちを支えている現場とその職員が大勢います。しかしながら、医療や介護の現場での人手不足は深刻な状態にあります。人手不足により過酷な夜勤や長時間労働などが解消されず、どこの病院施設も連続16時間以上の長時間夜勤を行っており、多い所では1職員が月の半分も夜勤を行っている病院施設もあります。夜勤は、職員1人当たり受け持つ患者・利用者の割合が多くなります。300床を超える病院では看護師1人に対し10人から15人の患者を受け持ちます。また小規模の介護施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。このように過酷な夜勤実態を背景に慢性疲労を抱え、健康不安の訴えも多く離職を考えている職員が数多くいます。問題の根底は『慢性的な人手不足』が原因なのです。労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予出来ない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜勤は患者10人に対し1人以上、昼間は患者4人に対し1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、その為に必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めています。

福祉の町文京区から、区民・国民だれもが安全・安心の医療を受けられるよう、下記の事項を国に対して意見書を提出して頂きたく請願致します。

請願事項

- 1 医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制にすること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職員を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減をはかること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第28号
件名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請願者	文京区小石川二丁目20番10号 小石川二丁目マンションの無秩序な開発・ 建築を考える会 中山代志子 外6名
紹介議員	上田ゆきこ 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は、歴史の残る街並みや文教施設の存在によって、優良な住宅地と考えられ、私たち区民も大切に守っていきたいと考えています。文京区都市マスタープランにおいても、豊かな歴史・文化的資源や、緑や坂が多い起伏に富んだ地形を生かして、居住地として魅力的なまちづくりを目指すことがうたわれ、魅力溢れるまちづくりを実現していくためには、都市マスタープランの着実な推進と実現が望まれるわけですが、そのためには関係当事者の調和を図り、円滑にまちづくりを進める必要があります、地元自治体の役割は極めて大きいことは改めて指摘するまでもありません。

しかし、現状では、たとえば中高層建築物に関する紛争予防条例に基づくあっせん・調停の際には、すでに事業者は計画を確定しており、地元区民の要望を検討したとしても受け入れる余地がなく、紛争に発展したり、一部住民や自治体が事業者と非公開を前提に不透明な取引をすることにより地域コミュニティ内での“不協和音”を誘発したりするケースが少なくありません。結果として、関係者の誰もが不利益を被る事態となり、魅力溢れるまちづくりが困難になるばかりか、区全体の発展にも悪影響を及ぼすと懸念せざるを得ません。

周辺の地元区民に歓迎され、住環境や景観の保全に資する建築計画を推進することは、暮らしやすく快適な地域づくりにつながり、既存区民だけでなく、事業者や将来の区民にとっても有益です。しかし、現在の制度や仕組みでは、文京区基本構想や文京区マスタープラン等における方針や方向性と開発計画のコンセプトの整合性など文京区全体のまちづくりの観点から見た大変重要な問題点が、協議の対象として想定されていないように見受けられます。

文京区がうたう「協働・協治」の精神に則って、地元地域の事情や特性に配慮、合致したまちづくりを円滑に進めるためには、現在の文京区の条例・要綱で必ずしも完璧かつ完全とあるとは言い切れないと思います。全国各地の自治体の成功事例も増え、文京区の担当部課においてもそれらを詳細に調査・研究してきていることと思いますので、これらの長短を考慮しつつ、文京区にふさわしく、かつ文京区に住むことを誇りに思えるような制度や仕組みづくりに向けて改善の余地があるかどうか調査・研究し、必要性に応じて改善の検討をすることは極めて重要と考えます。

なお、様々な考えの区民や事業者が集まり、「協働・協治」の精神に則って、区も交えてよりよいまちづくりのための新しい制度や仕組みのあり方を話し合うことはとても有益かつ有意義であると考えます。ただ、それは必ずしも新たな研究会や協議会等を作ることを意味するものではなく、私たち区民もそうした協議体等が無意味に増えてしまうことを望むものではなく、屋上屋を架すことを望むものではありません。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

請願事項

- 1 文京区議会建設委員会においては、請願書の審議を巡り、区から客観的事実に反する、あるいは区職員の主観に基づく評価があたかも客観的事実であるかのような答弁等が見受けられたことに鑑み、委員会審議を有意義かつ有効なものにするため、他の自治体の事例について答弁する場合は、できる限り事実と評価を区別したうえで、事実については自治体の公式見解とともに客観的データを付して答弁するよう、文京区長に要請してください。
- 2 だれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、一定規模以上（具体的な規模の調査・研究、検討対象とする）の土地を売却する際には、区への届け出により、土地利用の大枠を土地売却主と区が事前に調整することで、文京区の実情や発展にそぐわない開発を強引に進めるような事業者に売却されないようにする仕組みについて、府中市や国分寺市、鎌倉市をはじめとする全国の他の自治体の先行事例との比較調査・研究を踏まえ、文京区としてその有意義性や有効性が認められれば、文京区としてふさわしい形で取り入れられるかどうかを検討するよう文京区長に要請してください。
- 3 一定規模以上（同）の土地を取得した際には、区への届け出により、土地利用の大枠を土地取得事業者と区が事前に調整することで、文京区の実情や発展にそぐわない開発構想を立案することがないようにする仕組みについて、全国の他の自治体の先行事例との比較調査・研究を踏まえ、文京区としてその有意義性や有効性が認められれば、文京区としてふさわしい形で取り入れられるかどうかを検討するよう文京区長に要請してください。
- 4 一定規模以上（同）の土地を取得した際には、区への届け出により、土地利用構想が固まった段階で、文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等との整合性が取れているかどうか、開発事業者と区が事前に調整する仕組みについて、全国の他の自治体の先行事例との比較調査・研究を踏まえ、文京区としてその有意義性や有効性が認められれば、文京区としてふさわしい形で取り入れられるかどうかを検討するよう文京区長に要請してください。
- 5 開発事業及び建築計画（延べ面積1万平方メートル以上の計画を含めるかどうかも含め調査・研究、検討対象とする）について、専門家を交えつつ、区と区民と事業者が事前に調整する場を設ける制度や仕組み（保育所等の公共施設の設置を阻害しないもの）の有意義性や有効性を全国の他の自治体の先行事例と比較した上で、文京区としてその必要性が認められれば、文京区としてふさわしい形で取り入れられるかどうかを検討するよう文京区長に要請してください。
- 6 上記2～5に関連し、事前に調整する場を設ける制度や仕組みにおいて、議事録公開といった透明性のある手続きを備えることの有意義性や有効性を全国の他の自治体の先行事例と比較した上で、文京区としてその必要性が認められ

れば、文京区としてふさわしい形で取り入れられるかどうかを検討するよう文京区長に要請してください。

- 7 上記5と6に関連し、事前に調整する場を設ける制度や仕組みにおいて、区市等の自治体を事務局とすることの有意義性や有効性を全国の他の自治体の先行事例と比較した上で、文京区としてその必要性が認められれば、文京区としてふさわしい形で取り入れられるかどうかを検討するよう文京区長に要請してください。
- 8 「協働・協治」の精神に則り、文京区をだれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、よりよいまちづくりのための新しい制度や仕組みのあり方を話し合える何らかの場を設けることを検討するよう文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第29号
件 名	ワンルームマンション条例の見直しに関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外7名
紹介議員	上田ゆきこ 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例・同条例施行規則がありますが、地域によっては、事業者の開発計画が同条例に基づいたものであっても、文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等の方針や方向性と矛盾や齟齬を来すケースが出ています。例えば、小日向2丁目のワンルームマンション建設計画地は、都市マスタープラン上、低層住宅市街地に位置付けられ、「戸建住宅を中心とする閑静で良好な住宅地が形成されている地区」であるとともに、「宅地内の緑の保全と育成、オープンスペースの緑化などにより、現在の良好な住環境を保全します」と明記し、「良好な住環境の保全」を目指し、「今後もこの良好な住環境を保全することが必要」としたうえで、「閑静で良好な低層住宅市街地が広がり、教育の森公園や護国寺などまとまった緑が市街地に潤いを与えているまち」を将来の姿として描いています。つまり、実際問題として、文京区のワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例並びに中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例に則ったものであるとしても、「マスタープラン」におけるまちづくりの方針や方向性に沿うものであると必ずしもいえないと思われるケースが出てきているのです。

こうしたケースは今後も出てくるとみられ、特に計画地の近隣に幼稚園・保育園・小学校があり、狭小な通学路を使った工事車両の通行が必要になってくると、地元区民は大きな不安と負担を強いられることとなります。ワンルームマンションは投資物件となる可能性が高く、違法な「民泊」運営が行われるリスクもあるほか、ワンルームマンションの増加は、自治会や町会などに入って地域貢献を担う世帯数の減少や、文京区の由緒ある地域コミュニティの希薄化につながりかねないと憂慮します。

現在の文京区ワンルームマンション条例は都市マスタープランと整合性が取れない面もあると言わざるを得ず、特に区内の「第一種低層住宅専用地域」の住環境を守る観点からは条例の規定内容が必ずしも十分であるとはいえないと思います。そこで、「ワンルームマンション条例」を見直すよう区に働きかけて頂きたいと、下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等と、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、相互に合理的な矛盾を差し挟む余地がない整合性の取れた内容になっているかどうか、条例の内容をひとつひとつ再確認し、必要に応じて見直しを検討するよう文京区長に要請してください。
- 2 第一種低層住居専用地域においては、現行の文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例における規制を強化すべく見直しを検討するよう文京区長に要請して、ください。特に第一種低層住居専用地域においては、ア) 階数が3をこえるワンルームマンションは建設できない、イ) ファミリー世帯層向けの戸数の比率を現状より増やす——などの見直しを検討するよう文京区長に要請してください。
- 3 文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、建築主と隣接関係住民・周辺関係住民があらかじめ事業計画について事前に協議できるように見直すことを検討するよう文京区長に要請してください。
- 4 文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、建築主に対しては土地取得後、構想を固めた段階で説明会の開催等をすべく見直しを検討するよう文京区長に要請してください。

- 5 区と建築主との「事前協議」においては、事業計画だけでなく、工事計画も含め、工事車両の通行についても綿密に協議する内容に見直しを検討するよう文京区長に要請してください。
- 6 ワンルーム条例第7条及び同施行規則第8条の「説明会の開催等」における規定に関し、全国の他の自治体の同様の条例・要綱等を調査・研究したうえで、文京区の住環境の実情に鑑みて周知期間をさらに十分にとる必要性が認められれば、文京区にふさわしい形で見直しを検討するよう文京区長に要請してください。
- 7 ワンルーム条例第6条及び同施行規則第7条の「標識の設置」における規定に関し、全国の他の自治体の同様の条例・要綱等の事例を調査・研究したうえで、文京区の住環境の実情に照らして設置期間を変更する必要性が認められれば、文京区にふさわしい形で見直しを検討するよう文京区長に要請してください。
- 8 上記1、2以外でも、直近の条例改正から6年が経過している実情に鑑み、全国の他の自治体の同様の条例・要綱等の事例を詳細に調査・研究したうえで、文京区として取り入れることで、建築主と隣接関係住民・周辺関係住民が「文の京」自治基本条例で掲げる「協働・協治」の精神のもとで相互に密接に協力して円滑に地域のまちづくりを進められるようであれば、必要な見直しを検討するよう文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第30号
件名	「みどりの保護条例」「緑の基本計画」の抜本的見直しについての請願
請願者	文京区小石川二丁目20番10号 小石川二丁目マンションの無秩序な開発・ 建築を考える会 中山代志子 外4名
紹介議員	上田ゆきこ 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は、自然やみどり豊かで閑静な住宅地の多いことが、区の価値とブランド力を高める源泉のひとつとなっていますが、最近では全体的な傾向としてみどりが減少しているといわざるを得ません。文京区では、公園等の施設緑地だけでなく、公共施設や民有地を含めた総合的なみどりの保全と創出を行うと同時に、各々のみどりのあり方を示す「文京区緑の基本計画」（平成11年3月）を策定し、緑地の保全と緑化の目標を定めるとともに、それを実現するために取り組む六つの方針と施策を展開する一方、「文京区みどりの保護条例」に基づき、一定規模以上の建築計画等を行う建築主に対し、緑化する面積の基準と植栽する樹木本数の基準を満たす「緑化計画書」の提出を求めています。しかし、文京区が目標として掲げる「緑被率」（文京区全体の面積に対する緑で被われた土地の面積の割合）は達成が極めて難しい状況にあるというのが現実であり、「文京区みどりの保護条例」並びに「文京区緑の基本計画」は抜本的な見直しが必要であり、区内のみどりの減少に歯止めをかけることなしに、「だれもが住んでみたい」「だれもが住み続けたい」と思うような調和のとれたまちづくりは実現しないとの思いは、文京区民に共通の認識であると思います。

また、文京区が東京都の都心部に位置する「文教の府」であり、「文の京」であることから、「文京区みどりの保護条例」と「文京区緑の基本計画」は、東京都が定める「東京における自然の保護と回復に関する条例」（略称「東京都自然保護条例」）に沿い、かつ資する内容であることが求められていると考えます。実際、東京都内の区市では、「東京都自然保護条例」よりも厳しい内容の条例等を定め、みどりの保護に取り組んでいる先行事例もあります。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

請願事項

- 1 「文京区みどりの保護条例」／「文京区緑の基本計画」と、「東京都自然保護条例」を詳細に比較した上で、「緑化基準」については全ての項目において、「東京都自然保護条例」と同等あるいはそれを上回るようにするよう文京区長に要請してください。
- 2 上記1と関連しますが、文京区の「文京区みどりの保護条例」においても、「接道部の緑化」に関する規定を設けることの是非を調査・研究し、必要性が認められれば盛り込むよう文京区長に要請してください。※接道部とは、敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道、通路等）に接する部分をいいます。
- 3 東京都のホームページによれば、文京区は現状、緑化計画書の届出手続を一元化している13区1市に含まれていません。そこで文京区においても必要な条例・要綱等を整えた上で、東京都の「自然保護条例」第14条に基づく、「緑化計画書」の届出手続を一元化するよう文京区長に要請してください。
- 4 上記3と関連しますが、「緑化計画書」の届出義務を「文京区みどりの保護条例」内において規定するとともに、都市緑地法に基づく委任状例として定める基準を満たした緑化計画が提出されなければ建築確認が下りないような制度にするよう文京区長に要請してください。
- 5 23区では、世田谷区が敷地面積150㎡以上の建築物の新築又は増築を行う場合について区独自の「緑化基準」を定め、届出を義務付ける一方、敷地面積150㎡未満についても独自の「緑化の誘導基準」を定めています。こうした先行事例を調査・研究した上で、文京区においてその必要性が認められれば、敷地面積が小さい土地の建築物についても「緑化計画書」の届出義務を課する仕組みにするよう文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第31号
件 名	H30年度小日向台町町会総会の決議（町会員総数814名、委任状賛成289名、表決権賛成250名、反対3名）により、大災害時の防火・消火用水、生活用水の確保のため、安全対策を施したうえで、小日向台町小学校プールへの通年貯水を求める請願
請 願 者	文京区小日向二丁目26番4号 小日向台町町会 会長 森 克 之
紹 介 議 員	藤 原 美 佐 子 渡 辺 智 子 浅 田 保 雄 宮 崎 文 雄 板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区地域防災計画によると、東京湾北部地震による文京区内の火災件数は22件、焼失棟数は2443棟と想定されています。一方、区内の消防ポンプ車の数は10台、また上水道断水率は38.5%といった条件を考慮すると、地域に発生した炎上火災に対処することが地域社会に求められるのは、必然と考えます。

当町会域には、ポンプ車の能力を前提とした防火水利基準により4カ所の防火水槽がありますが、地域住民の消火能力はポンプ車に比べてはるかに低く大災害時には、水源数、水量の不足は明らかであります。

公的な消防能力の不足も想定される中、地域住民が消火・延焼防止に活動する“自助・共助”の防災活動を支援するために、行政による消防水源の確保・拡充は、“公助”の最重要課題と考えます。



近隣に川等の水利のない当町会域において、小日向台町小学校プールへの通年貯水は、地域の消火・延焼防止活動に多大な貢献を期待できるものであり消火・延焼防止の確認後に、地域社会は地域の高齢者、弱者の安全確認・救護に専心でき、小日向台町小学校に避難所を開設することができます。

また、「飲料水」については支援物資で賄えるものとしても、「生活用水」については、当町会域に2カ所の協定井戸があるものの、井戸水の枯渇する時期があるため、地元での確保が非常に困難であります。消火活動に使用されなかったプールの水を生活用水として活用することは地域住民の大災害時における体調不良の発生等を防止するために不可欠であり、プールの通年貯水は極めて重要なものと考えます。

請願事項

- 1 大災害時の防火・消火用水、生活用水の確保のため、安全対策を施したうえで、小日向台町小学校プールに通年貯水をして下さい。さらに同小学校改築時に通年貯水できるプールを存続して下さい。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第32号
件 名	区立図書館の蔵書に関する請願
請 願 者	 
紹介議員	市 村 やすとし 渡 辺 智 子 板 倉 美 千 代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区の図書館には所蔵がない文庫本の小説シリーズの第一巻をリクエストしたところ、既に何巻も出ているシリーズであるという理由で文京区では購入されず、他区の相互貸借に回され、一年待たされました。人気のある本は他区も自区の住民を優先するケースが多く、続きの巻を読むのに非常に長い年数が掛かることとなります。他区の図書館でも予約が集まっていて、数ヶ月待ちになっている状態ということは社会的に人気が高く、文京区でも需要が見込まれる本であることが既に証明されていると言えます。それであるのに、他区図書館にあり、既に何巻も出ているという理由で文京区では所蔵されなければ、人気が高い本を文京区民が触れる機会を奪っている状態です。また、その本は他の文京区民のリクエストが入っていないとも言われました。他区では人気があるのに、文京区で複数のリクエストが入らないのは、ある程度巻数が出て人気の出た本や新刊の時期以降に評価が高まった本は借りるのに非常に時間が掛かるという理由で、そういう本のリクエストを諦めている区民が多いことが考えられます。そして、それが続くという悪循環が起きている状態だと思われます。よって以下の通り、請願致します。

請願事項

- 1 他区では多数の予約が入っている本は、それだけで人気の高い本であることが証明されており、そういう本を文京区民が触れる機会を増やすのが図書館の役割と考えます。よって、このような観点をふまえ、幅の広い資料を積極的に購入し所蔵するようにして下さい。